## 1 県民生活センターの概要

- **設置目的** 県行政及び県民生活の相談窓口として、相談への迅速かつ的確な対応を図るとと もに、消費者の自立を支援し、もって開かれた県政の推進並びに県民生活の安定及 び向上に資することを目的としている。
- 相談体制 行政苦情·行政相談 3名

県民生活相談 6名:法律、交通事故、内職、労働

(うち地方相談室 1名)

消費生活相談 9名

(うち地方相談室 1名)

# 2 相談件数の概要

### (1)相談件数の内訳(表1)

- 令和元年度の相談件数は5,523件で、前年度(6,356件)に比べ833件(13.1%)減少した。
- 相談内容別では、行政苦情・行政相談11件(3件、21.4%減)、県民生活相談1,537件 (162件、9.5%減)、消費生活相談3,975件(668件、14.4%減)であった。

(表1) 相談内容別件数

		件	前年度比	
		令和元年度	平成30年度	(%)
行行	行政苦情	5	5	100.0
政 政 相 苦	行政相談	6	9	66. 7
談情	小 計	11	14	78.6
県	法律相談	1,044	1, 147	91.0
県 民 生 活	交通事故相談	113	131	86.3
生 活	内職相談	218	249	87.6
相	労働相談	162	172	94. 2
談	小 計	1, 537	1, 699	90.5
	店舗購入	916	941	97.3
消	訪問販売	219	191	114.7
費	通信販売	1,050	1, 129	93.0
費生活相談 ※1	マルチ・マルチまがい	43	55	78. 2
	電話勧誘販売	331	351	94.3
	訪問購入 ※2	15	31	48.4
	その他・不明 ※3	1, 401	1, 945	72.0
	小 計	3, 975	4, 643	85.6
合 計		5, 523	6, 356	86. 9

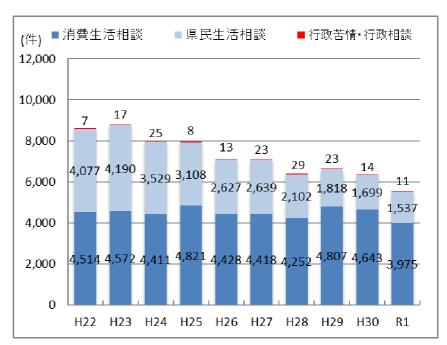
<sup>※1</sup> 国民生活センターの特定商取引法に基づく販売購入形態の区分による。

<sup>※2</sup> 訪問購入は、事業者が消費者の自宅等へ訪問して、物品等を購入する方法。

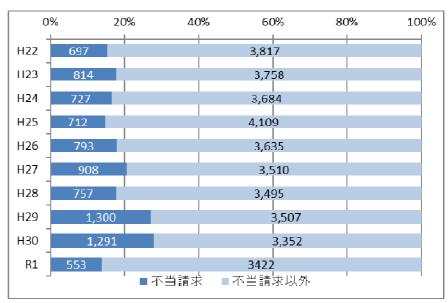
<sup>※3</sup> その他・不明は、販売や購入とは無関係な相談や苦情などや、販売購入形態が不明なもの。

### (2) 相談件数の推移(図1)

- 過去10年間の推移を みると、相談件数は減少傾 向にある。
- 行政苦情・行政相談は、 ここ数年は減少傾向にある。
- 県民生活相談は、減少傾向にある。10年前に比べ、2,540件(62.3%)減少した。
- 消費生活相談は、10年前に比べ、539件 (11.9%)減少した。令和 元年度はここ10年で初めて4,000件を下回った。
- 消費生活相談のうち、架空請求などの不当請求の相談は、平成29年度は27%、平成30年度は28%と、相談全体の4分の1を占めていていたが、令和元年度は20%を下回った。(図2)



(図1) 相談件数の推移



(図2)消費生活相談のうち不当請求の割合 ※不当請求とは、利用した覚えのない代金の請求などの架空請求や メールやホームページなどにおけるワンクリック請求。

# 3 行政苦情・行政相談、県民生活相談の内訳(表2)

- 行政苦情は、前年度と変わらず、行政相談は前年度に比べ3件減少している。
- 法律相談は、前年度に比べ103件減少している。
- 交通事故相談は、前年度に比べ18件減少している。
- 内職相談は、前年度に比べ31件減少している。
- 労働相談は、前年度に比べ10件減少している。
- 県民生活相談は、各市町村や弁護士会等による相談会が随時開催され、相談のチャンネルが増えているため、減少傾向にあると思われる。

(表2) 相談内容別件数

(1)	(2)	相談內容別件級	令和元年度	平成30年度	前年度比(%)
行		行政苦情	5	5	100.0
政政 相苦 談情 行政相談 小計		行政相談	6	9	66. 7
		小計	11	14	78. 6
		家族	354	404	87. 6
		相続	282	289	97. 6
		地域(相隣)	97	111	87. 4
	.\/ <b></b>	土地	89	84	106. 0
	法律	住宅	32	24	133. 3
	117	損害賠償	33	60	55. 0
		金銭貸借	64	85	75. 3
		その他	93	90	103. 3
		小計	1, 044	1, 147	91. 0
		賠償額の算定	23	21	109. 5
県		過失の程度	8	12	66. 7
民		示談の仕方	37	38	97. 4
生	交通事故	債務不履行	1	3	33. 3
活		自賠責保険請求	0	9	0.0
相		後遺障害	2	3	66. 7
談		任意保険	9	28	32. 1
		その他	33	17	194. 1
-		小計※	113	131	86. 3
	内	· 1 <del>1                                   </del>	85. 9		
	職	求人	11	8	137. 5
		小計	218	249	87. 6
	労働	労働条件	99	85	116. 5
		雇用関係	9	4	225. 0
		その他	54	83	65. 1
		小計	162	172	94. 2
	小	計	1, 537	1, 699	90. 5
	合	計	1, 548	1,713	90. 4

※交通事故相談は、内容が重複するものがあるため、小計値とは一致しない。

### 4 消費生活相談の内訳

## (1)全体の状況

### ①商品・役務等別相談件数の状況(上位10分類) (表3)(図3)

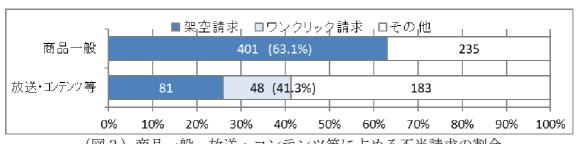
- 「商品一般」が前年度に引き続き一番多く、そのうち401件(63.1%)が公的機関をかたる不 審なはがきなどによる架空請求の相談である。
- 「放送・コンテンツ等」が前年度に引き続き二番目に多く、そのうち129件(41.3%)は、架 空請求、ワンクリック請求などの不当請求の相談である。
- 光回線の勧誘トラブルなどの「インターネット通信サービス」、および「健康食品」に関する相談 割合が前年度に比べ増加した。
  - ○相談件数 3,975件(H30年度4,643件)

(耒3) 商具, 沿該笙则相談供粉

上段·P1年度(下段·H30年度)

(表3	) 問品· 佼務等別相的	品・役務等別相談件数   上段:R1年度(ト段:H30年)			
順位	商品·役務等別分類※	件数	割合 (%)	主な内容	
1	<del></del>	636	16. 0	公的機関をかたる不審なはがきによる架空	
(1)	商品一般	(1, 137)	(24.5)	請求、目的の分からない不審な電話など	
2	放送・コンテンツ等	312	7.8	有名事業者等をかたる電子メールやSMSによる	
(2)		(555)	(12.0)	架空請求、アプリ・有料サイトトラブルなど	
3	インターネット通信	222	5. 6	光回線やプロバイダなどの解約・不当な勧	
(4)	サービス	(229)	(4.9)	誘など	
4	はまる日	202	5. 1	健康食品の定期購入の解約、販売方法、広	
(8)	健康食品	(129)	(2.8)	告など	
5	Lucik of a til.	201	5. 1	日常生活に関すること、売買契約のないも	
(3)	相談その他	(238)	(5. 1)	のなど	
6	11.75 7 11h	162	4. 1	結婚相手紹介や探偵業者サービスの解約、	
(10)	役務その他	(122)	(2.6)	個人情報削除の持ちかけなど	
7	Th.次 ユーロンフ	155	3. 9	消費者ローン、住宅ローン、カードロー	
(5)	融資サービス	(198)	(4.3)	ン、ヤミ金、多重債務など	
8	供入公司	143	3.6	賃貸住宅の原状回復費用・敷金の返還等、	
(8)	集合住宅	(129)	(2.8)	マンションの契約など	
8	<b>点科士</b>	131	3. 3	売買(新車・中古車)、整備、修理、下取	
(7)	自動車	(132)	(2.8)	り、ネット販売など	
10	三/4/2·2	122	3. 1	売買(新築・中古)、住宅リフォーム、外	
(6)	戸建住宅	(136)	(2.9)	壁塗装工事など	

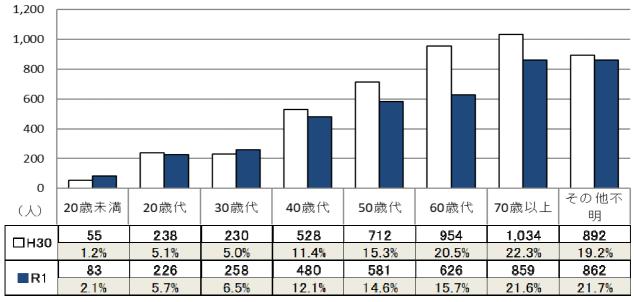
※ 国民生活センターのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)の分類による。



(図3) 商品一般、放送・コンテンツ等に占める不当請求の割合

### ②契約当事者年代別相談件数の状況(図4)

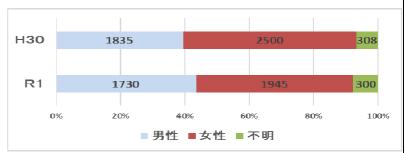
- 令和元年度の相談全体の契約当事者の年代は、70歳以上(21.6%)が最も多く、次いで60歳代(15.7%)、50歳代(14.6%)の順となっている。
- 相談全体の約5割は、契約当事者が50歳以上の相談であった。



(図4) 契約当事者年代別

#### ③契約当事者男女別相談件数の状況(図5)

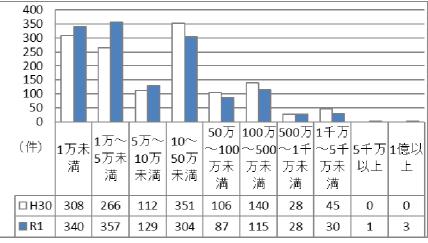
- 契約当事者の性別内訳は、前年度及び令和元年度ともに女性の相談件数が多い。
- 令和元年度の内訳は、男性の相談件数は、1,730件、女性は1,94 5件で、女性が215件多かった。



(図5) 契約当事者男女別

### ④契約購入金額(図6)

- 契約購入金額が判明している 相談件数は、1,394件(前 年度1,356件)であり、そ の契約額の平均は約215万円 で、前年度に比べ約103万円 高い。
- 契約購入金額が、5千万円以上の件数が多くなったことから、合計の契約購入金額は前年度よりも高くなった。



(図6) 契約購入金額

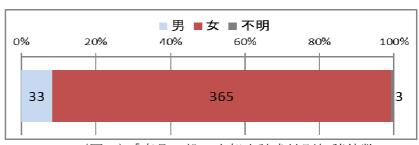
### (2)はがきなどによる架空請求の相談状況

### 1)内容

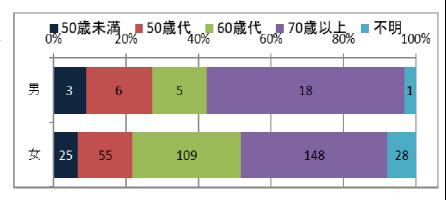
- 法務省などの公的機関をかたり、『総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』などと題した はがきにより、過去に利用した業者への未払いがあると思わせるものである。
- 商品・役務等別相談件数第1位の「商品一般」のうち、401件(63.1%)が主にはがき・封書などの書面による架空請求である。(図3)

### ②「商品一般」のうち架空請求の相談状況(図7)(図8)

- 性別内訳は、女性が365件 (91.0%)と女性に送付されるケースが多い。
- 契約当事者年代別では、50歳 以上が、男性は29件(87.9%)、 女性は312件(85.5%)と、多 く占めている。
- はがきによる架空請求は、主に 50歳以上の女性を中心に送付 されている。



(図7)「商品一般」中架空請求性別相談件数

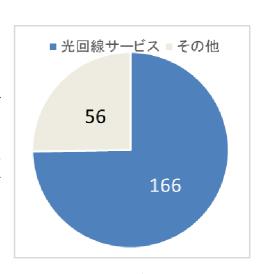


(図8)「商品一般」中架空請求性別年代別相談件数

#### (3)光回線サービスの相談状況

#### (1)内容

- 光回線への変更が必要であるかのような勧誘を受けた、料金が安くなると言われて契約したものの高額な請求を受けたという相談が寄せられている。
- 商品・役務等別相談件数第3位「インターネット通信サービス」のうち、166件(74.8%)が光回線サービスに関する相談である。(図9)



(図9)「インターネット通信サービス」中光回線サービス相談件数

### ②過去5年間の相談状況(図10)

- 過去5年間の推移を見ると、相談件数は 増加傾向にある。
- 契約当事者が60歳以上のトラブルの 割合も増加している。
- 平成27年2月1日からNTT東(西) 日本が光回線サービスの卸売を開始した ことにより、卸売を受けた様々な事業者 (光コラボレーション事業者)が参入し、 様々なサービスの提供を行っている。サー ビスの組み合わせや、料金、契約形態が 様々であるため、消費者が光回線サービス やその卸売について十分な理解がない まま契約してトラブルになった事例が 多い。



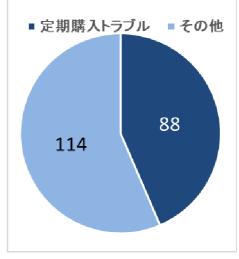
(図10) 光回線サービスの相談状況 ※不明・無回答を除いて算出

### (4)ネット通販での定期購入トラブルの相談状況

### (1)内容

- ホームページ等で『1回目90%OFF』『初回実質0円 (送料のみ)』など通常価格より低価格で購入できること を広告する一方で、数ヶ月間の定期購入が条件となってい る健康食品や化粧品、飲料の通信販売に関する相談が寄せ られている。
- 商品・役務等別相談件数第4位「健康食品」202件の うち、88件(43.6%)が定期購入に関する相談である。 (図11)

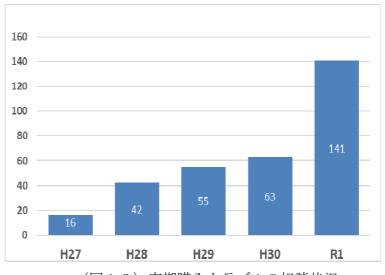
H30年度「健康食品」相談件数129件のうち 定期購入トラブル44件(34.1%)、その他85件



(図11)「健康食品」中 定期購入トラブル相談件数

# ②過去5年間の相談状況(図12)

- 過去5年間の推移を見ると、相談件数 は増加傾向にある。
- 令和元年度の内訳では、健康食品が88件(62.4%)、化粧品が50件(35.5%)であった。
- ▶トラブル事例が多いことから、平成2 9年12月1日より、購入時の確認・申 し込み画面上に、定期購入であることや 総額表示などが義務化されたが、相談は 一向に減らない状況である。



(図12) 定期購入トラブルの相談状況

### (5)消費生活相談への対応状況\*1

- 相談件数3,975件への対応は、相談者が自主交渉するための助言が2,032件、一般的なアドバイスとしての情報提供が1,379件、斡旋(あっせん)\*2が231件(うち、216件(94%)が解決)、他機関紹介等が333件である。
- 助言、斡旋(あっせん)の結果、266件、約6,500万円の救済金<sup>※3</sup>が発生した。

※1 対応については、年度をまたぐことがあるため、数字は暫定的である。

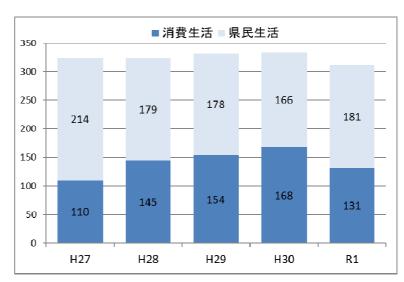
※2「斡旋」:相談者(消費者)と事業者との交渉が円滑に行われるように、県民生活センターが介在す

ること

※3「救済金」: 県民生活センターにおいて助言、斡旋を行った結果、回復・防止に至った金額のこと

## 5 弁護士相談件数(図13)

- 県民生活相談及び消費生活相談の 専門的な法律の問題について、水 曜日に弁護士が相談に応じてい る。(1コマ30分)
- 令和元年度の相談者性別は、男性が165人、女性が147人である。
- センターによる弁護士相談の他に、市町村の法律相談や弁護士会による相談会などが随時開催され、相談のチャンネルは増えている。



(図13) 弁護士相談件数

### 6 啓発・情報提供

## (1)啓発活動

■出前講座の開催(表4)(表5)(表6)

令和元年度の開催回数は118回であり、受講者数は8,891人であった。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染防止対策のため開催できなかったため、前年度に 比べ、開催回数は減少したものの、出前講座1回あたりの受講者数は75.4人(前年度66人)と増加しており、効率的に実施できている。

#### (表4)令和元年度出前講座実施状況

(回)

児童生徒講座	若者講座	高齢者講座	一般成人講座	見守り関係者研修※	教職員研修	計
53	13	29	1	17	5	118

※消費生活相談員、消費生活協力員、介護職員等

(表5)出前講座開催回数及び受講者数

(我5)田前時圧開催自然及5支持自然						
	H27	H28	H29	H30	R1	
開催回数(回)	131	155	173	135	118	
受講者数(人)	9,901	9,860	9,331	8,860	8,891	

#### (表6)出前講座テーマ例

最近の消費者トラブルの事例と対処法 小学生・中学生・高校生・若者とネットトラブル 消費者トラブルの現状と見守りの大切さ 若者を取り巻く消費者トラブル 成人年齢引き下げ 家庭内の事故防止、SDGs、食品ロス など

- ■移動県民相談会の開催:河口湖ショッピングモール BELL
- ■消費者月間(5月): 懸垂幕の設置、パネル展示、啓発用 DVD 放映、 街頭啓発キャンペーン実施
- ■高齢者及び若者における悪質商法被害防止のための活動(9月、1~3月) : 関東甲信越ブロックの消費生活センター等と連携

#### (2)情報提供

- ■消費生活情報誌「かいじ号」の発行・・・・・年4回 消費者問題や食の安全・安心に関する話題について情報提供。
- ■テレビスポット「くらしの情報」の放映・・・・YBS、UTY 各267回 消費生活に関する知識の普及や注意情報などの提供。
- ■ホームページの運営、SNSアカウントの運営・・・・随時 ホームページやFacebook、Twitterを用いて、県民に直接的に情報提供を行っ ている。投稿回数・・・Facebook、Twitter 各35回
- ■報道への情報提供・・・・35件 報道機関に対し、最新の消費生活相談に関する情報を提供し、パブリシティを活用している。